平成２４年（フ）第７９号
和歌山市布施屋525―１　グリーンハイツウトウ１―202、住民票上の住所和歌山県海草郡紀美野町下佐々823番地
債務者　佐竹衣里奈
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
和歌山市楠見中５番地の12
債務者　飯田　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９１号
新潟県妙高市大字三ツ俣567番地、前住所神奈川県横浜市港南区丸山台２丁目１番４号遠田ビル301
債務者　田中　　忍
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４号
新潟県上越市浦川原区有島112番地、住民票上の住所新潟県上越市御殿山町18番６号
債務者　保坂　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４６号
長崎県長崎市琴海尾戸町341番地、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷533番地２
債務者　谷口　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
仙台市宮城野区福田町３丁目３番８号　ブラウンハイツ203
債務者　二瓶　伸也
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
仙台市若林区荒井字高屋敷57―２　ファーストＫ205、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町清水町179番地の３
債務者　阿部　千春
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
仙台市青葉区台原３丁目３番18号　コーポＫ101
債務者　佐藤さよ子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
富山県高岡市上北島180番地２　サン・コーポラス上北島２号棟308号
債務者　村中　浩一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１２号
富山県射水市庄西町１丁目３番20号　庄西市営住宅２―107、旧住所富山県射水市土合1537番地７
債務者　朝比奈涼子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２１号
富山県氷見市柳田1278番地23
債務者　長内　陽一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３５号
金沢市長坂台８番５号、従前の住所金沢市長坂１丁目６番23号
債務者　松川　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５５号
石川県野々市市扇が丘22番10号
債務者　南　　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２号
長野県松本市波田5510番地１　サンビレッジ平林Ｂ106
債務者　伴　　強臣
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３３０号
名古屋市北区五反田町274番地の５
債務者　中村　　恵（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３５号
名古屋市天白区古川町127番地　第２メゾンあらかわ202号
債務者　庭　美保子（旧姓舩渡）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３７号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　609号棟702号室
債務者　髙野　智美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部